

第七七条

〔最高裁判所の規則制定権〕

第七七条 「最高裁判所の規則制定権」

〔国会答弁例〕

1 憲法第七七条の解釈について

(昭二二一・一〇・一四・第一回 旧〔司法〕
参・司法委・三五号六頁 七七条1)

△対岡部常 (司) 奥野民事局長答弁△

○岡部常君 ……の憲法第七七条の訴訟に関する手続というものがどういうふうな意味を持つのか。……法律、つまり国会では何ら手を触ることのできない、又一つの政令にもよらない一つの力のあるものができたということに解釈してよいのでありますか。

○政府委員 (奥野健一君) 憲法にいわゆる訴訟手続、或いは司法事務処理、いろいろなことについて最高裁判所の規則の制定権を認めているということは、法律にも政令にもよらないで、最高裁判所の規則で、そういったような或る一種の立法ができる権限を与えておるというふうに考えております。……そういう意味で政令、法律以外に或る程度の立法権といいますか、そういう規則制定権を裁判所は持っているわけでありますが、然らば訴訟手続として最高裁判所がルールでどの範囲のものが作り得る限度かということは、実は非常にむつかしいのでありますて、或る説は、すべて訴訟手続のことは、法律をもつては規定ができない、……という極端な議論もありますし、又権利義務に直接関係のあるものだけは法律で規定すべきもので、それ以外の純粹な訴訟の手続に関する事柄は、最高裁判所のルールで決めるんだ、或いは……骨組だけは法律で決めなければならないが、それ以外のデテールに関する事柄は、最高裁判所のルールで決めるんだというので、……法律でこういうように委任すれば、少くともいすれの説を採るにしても、相当の点についても規定が作り得るというふうな考え方から、そういう規則制定権の本来の範囲の如何という問題もありますが、

その上にこういったような或る種の委任をいたすことが、安心していろいろな規定を作れる権限を与えることになると
いうふうに考えたわけあります。

2 沖縄の復帰に伴う裁判所職員の定員に関する定めを最高裁判所規則に委任することの可否について

(昭四六・一二一・一〇・第六七回
衆・沖縄北方特別法務社会労働通信委・一号(その一)一五頁
〔司法〕
七七条2)

△対畠 和 (最高裁) 長井総務局長答弁▽

○畠委員 ……六十三条の規定で裁判所職員の定員の問題。この問題の規定、これまで委任をされておりますね。これはやはり憲法の精神——憲法には最高裁のことしか書いてない。下級裁判所の裁判官や何かの定員については別に定めると、裁判所法にも第五条に書いてあるんですね。そういうことで、いずれにしろ裁判所の職員についての定員に関する規定というのは、これは法律でなければならぬ、こういうふうになつておるわけです。ところが、これを「当分の間、……最高裁判所規則で定める」、こういうふうにしてあるんです。このこともやはり定員である以上は、憲法並びに裁判所法の規定からいたしまして、あくまで法律でなければならぬと思う。ところが、それと別に、沖縄については当分の間、最高裁判所規則できめる、こうなつておるのです。それよりもいつそのことはつきりと裁判所職員定員法を変えて、員数を書いたらいいじゃないかと私は思う。ところが、最高裁の規則に委任をする、一種の政令委任です。これは私はやはり問題だと思うのです。

○長井最高裁判所長官代理者 ……憲法第七十七条は、御承知のように、最高裁判所の内部規律の問題その他について規則制定権をとります。規則制定権は憲法の規定上は限られておりますが、このほかにも、司法権に関する

〔憲法資⑥〕

〔憲法第⑧〕

事項に限りまして、法律の委任がございます場合には規則を制定することができると解するのが通説及び判例の示すところでございまして、すでに簡易裁判所判事選考規則、司法修習生に関する規則等、委任によりまして制定の先例がございます。定員に関する事項につきましては、最高裁判所の裁判官の数は法律で定めるべきことが憲法に明定されてございますが、それ以外の下級裁判所の裁判官その他の職員につきましては、法律で明定することを憲法上の要請とはされておりません。裁判所法の規定の中で別に法律で定めるということになつております。

なお、「当分の間」と申しますのは、奄美の先例の場合には、約六ヶ月の間に事件の実態を見ましてこれを定員法に組み入れておりますので、引き継ぎました暁には、早急に機構の規模を明確にいたしまして、あらためて法律で手当てをしていただことになることと存じます。

3 最高裁判所の規則制定権と国会の立法権について

(昭五四・三・一三・第八七回) [司法] 七七条³)

△飯田忠雄質問主意書・答弁書▽

○飯田忠雄議員質問主意書

……

- 一 憲法第七十七条（最高裁判所の規則制定権）は、憲法第四十一条（国会の地位と立法権）の特則と解すべきもので、前者と後者との関係は、特別法と一般法の関係にあると思われるが、政府の見解を問う。
- 二 最高裁判所規則制定権は、憲法が定める法源に関するものであり、従つて、この権限によつて立法された「最高裁判所規則」は、国会の立法権による法律の下位に立つものではないと解するのが正当と思うがどうか。
- 三 最高裁判所の規則制定権の範囲内の事項についての立法は、憲法上、最高裁判所の権限であるとされているから、

第七十七条〔国会答弁例〕

三〇三

第七七条〔国会答弁例〕

三〇四

国会の立法権による立法範囲から除外されていると解するのが正しいと考えるがどうか。

四 政府提出の法律案「刑事案件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」は、その内容を検討するに、憲法第七十七条該当の事項を立法せんとするものであることは、容易に認め得るところである。

よつて、この法律案は、国会の審議対象とするよりも、最高裁判所の規則制定権によつて立法するのが、憲法に合致する手続であると解するが、政府の見解を問う。

○答弁書（昭五四・三・九提出）

一から四までについて

憲法第七十七条第一項（最高裁判所の規則制定権）は、国会を國の唯一の立法機関とする憲法上の原則（憲法第四十一条）の特則を定めるものであることは御指摘のとおりであるが、内容が訴訟手続に関する事項であるからといって、法律をもつて規定することを排除する趣旨のものではなく、一般に、国民の権利義務に直接関係のある事項については、法律をもつて規定するのが相当であると解されており、刑事に関する訴訟手続について規定する刑事訴訟法も、このような考えに基づいて制定されているものと理解している。

内閣提出に係る「刑事案件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」についていえば、現に、刑事訴訟法第二百八十九条第一項に定められている事項についての特例を定めることを内容とするものであるから、法律をもつて規定することが必要であると考え、国会に提出したものである。

4 最高裁判所の規則制定権及び法律案の提出権について

(昭五五・四・一・第九回
衆・本会議・一五号七頁 — 七七条4)

[憲法資⑧]

△飯田忠雄質問主意書・答弁書▽

○飯田忠雄議員質問主意書 憲法第七十七条は、最高裁判所は訴訟に関する手続に関する事項、弁護士に関する事項、裁判所の内部規律に関する事項、司法事務処理に関する事項の四事項について規則を定める権限を有するとしている。そこで

一 憲法第七十七条に「権限を有する」とあるのは、右に掲げた四事項については、立法権の例外として最高裁判所に立法権限を与えたことを意味すると思われるがどうか。

二 従つて、右の四事項に関する立法をする場合には、原案を最高裁判所において立案し、最高裁判所において審議し立法するのが原則ではないか。（法形式は、最高裁判所規則第〇号「〇〇〇法」）

三 しかし、法案の内容から国会の審議に付するを相当とするものについては、最高裁判所において法案を立案し、国會に提出して審議可決を求める場合も合法であると解しらると思うがどうか。

四 右の場合において、公布についての内閣の助言と承認を必要とするることは別として、内閣が立法に参画する憲法上の根拠はないと思うがどうか。

○答弁書（昭五五・三・一八提出）

一及び二について

憲法第七十七条第一項は、国会を唯一の立法機関とする憲法上の原則（憲法第四十一条）の例外を定めたものであるが、憲法第七十七条第一項に掲げる事項であつても、法律をもつて規定することが排除されるわけではなく、一般

第七七条〔国会答弁例〕

に、国民の権利義務に直接関係のある事項については、法律をもつて規定するのが相当であると解されている。

三について

最高裁判所は、法律案を国会に提出する権限を有しないと解される。

四について

内閣は、法律案を国会に提出する権限を有しており、憲法第七十七条第一項に掲げる事項に関するこれを否定する根拠はない。

5 憲法第七七条第一項の「弁護士に関する事項」の意義

(衆・五八・三・四・第九八回 — [司法] 七七条5)

△対横山利秋 (最高裁) 山口総務局長答弁

○横山委員 私も、七十七条規則制定権の中に弁護士とあるのは、実は異様に感じたわけであります。最高裁判所が弁護士に関する規則を制定するということは一体どういう意味があるのでだろうか、……

○山口最高裁判所長官代理者 憲法七十七条にいわゆる弁護士に関する事項の解釈につきましては、文言からいたしますと、弁護士に関する一般的な事項について規則で定め得るかのように読みますけれども、最高裁判所に規則制定権が与えられた趣旨に照らしますと、一般的に弁護士の職務、資格あるいは身分について定めることは、その範囲を超えるものであって、これらは法律で定めるべきものと解されるわけでございます。

そういたしますと、憲法七十七条にいわゆる弁護士に関する事項は何を示すのかということになるわけでございますが、憲法が制定されました当時の議論をちょっと見てまいりますと、訴訟というものは弁護士と裁判所とが一体になつ

〔憲法資(8)〕

て運営していくものである、そういうことから訴訟運営に当たっての弁護士との関係における一つのルールをつくるのがどうであろうか、こういうような議論がなされたようございます。したがいまして、これにつきまして、仮に強いて考えられるいたしますと、戦前は弁護士さんも制服を着用されて法廷に見えられていたわけでございますが、仮に弁護士に関する制服のようなものを定めるといったしますと、そのようなものはこの最高裁判所の規則で定めることができるというようになるのではないだろうか、かように考えております。

6 最高裁判所の規則制定権と国会の立法権について

(昭五八・三・四・第九八回
衆・法務委・三号九頁 — [司法] 七七条6)

△対横山利秋 関二郎答弁△

○横山委員 ……規則制定権の範囲、四項目あるのですが、この四項目については国会の立法権を排除するというふうに見るのが正しいのであるかどうか。国会がこの四つについて何らかの規定を決めることについて、何ら差し支えないといふふうに考えるべきであるかどうか、……

○閔(守)政府委員 ……法律で七十七条に書いてある事項について定められるかどうかという問題でございますが、かつて政府からも、国会からの質問主意書にお答えするという形等で明らかにしてございますけれども、憲法七十七条第一項の定めは、先ほど申し上げましたように、国会を唯一の立法機関とする憲法上の原則の特則として憲法七十七条第一項に規定する訴訟手続等につきまして、法律の委任がなくても最高裁判所規則として定めるということにしたわけでございますので、これらの事項でございましても法律をもって規定することが排除されるわけではない。むしろ一般に国民の権利義務に直接関係のあるような事項については法律で定めるのが相当であるというふうに理解している

第七七条〔国会答弁例〕

三〇八(一三六)

ところでございます。

○横山委員 そうしますと、規則制定権は国会の立法権を排除しない。規則と国会の決める法律とが理論上は両立する。両立した場合に、その規則制定権の効力は立法行為である。事実上は法律と同じ効果を持つとするならば、法律と規則制定権によって決められた規則とどちらが一体優先すると解釈するのか。あるいはまた、優先、不優先ということはない。同位としたならば、それは一体その矛盾があつた場合にどう考えるべきか。

○閔（守）政府委員 ……法律と最高裁判所の定めた規則との間に矛盾、抵触があつた場合にどのように考えるべきかというお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、憲法におきましては国会の立法権というものが大原則でございまして、もしこれに最高裁規則の定めが抵触するというようなことがござりますれば、当然法律の方が優先するというふうに考えております。

〔部内資料〕

〔憲法資料⑥〕

1 最高裁判所規則と法律との関係

(昭五八・三・四 第二部)

(問) 最高裁判所規則と法律との関係いかん。特に、

(1) 憲法第七十七条第一項の規定による最高裁規則で定められる範囲の事項については、すべて最高裁規則で定めるべきか。

(2) あるいは、これらの範囲の事項についても法律で定められるのか。

(3) 両者が定められるとすれば、その効力はどちらが優先するのか。

(答)(一) 憲法第七十七条第一項の定めは、国会を唯一の立法機関とする憲法上の原則(憲法第四十一条)の特則として、憲法第七十七条第一項に規定する訴訟手続等の事項を、法律の委任がなくとも、最高裁判所規則で定め得ることとしたものであるが、これらの事項であつても、法律をもつて規定することが排除されるわけではなく、一般に、国民の権利義務に直接関係のある事項については、法律をもつて規定するのが相当であると解されている。

(二) そして、これらの事項につき、法律の定めがなされた以上は、右の憲法上の原則からしてこれと矛盾抵触する最高裁規則の定めは、その限りで効力を失うものと解している。

2 最高裁判所規則制定権の範囲

(問) 最高裁判所規則で定め得る事項は、何か。

(答) 1 規則制定権の範囲は、①訴訟に関する手続、②弁護士、③裁判所の内部規律及び④司法事務処理に関する事項である(憲法七七条一項)。しかし、例えば、訴訟手続に関するものであつても、訴訟当事者の実体法上の権利義

務に直接関係のある事項は、本来法律をもつて規定すべきものであるから、規則制定権の範囲には、属しないと考える。

2 憲法七七条一項に定める事項以外の事項であつても、司法権に関係ある事項である限り、法律が規則に委任することができることはいうまでもない。(注)

(注) 裁判所法四五条に基づく、簡易裁判所判事選考規則

なお、裁判官たる皇室会議議員及び予備議員互選規則については、皇室典範二八条の委任によるとする説と裁判所の内部規律に当たるとする説があり、人事官弾劾裁判手続規則については、国家公務員法九条六項の委任によるとする説と訴訟に関する手続に含まれるとする説とがある。

3 最高裁判所規則と弁護士に関する事項

(昭五八・三・四 第一部)

(問) 弁護士に関する事項が規則事項とされているが、どのようなことを規定することを予想しているのか。

(答) 弁護士に関する事項については、弁護士法において当面必要とする事項は網羅的に定められており、規則で定めるべき事項は、現在ほとんどないと考える。

(追質問) 憲法の解釈として弁護士に関する事項とは何か

最高裁判所規則によつて、弁護士に関する事項のすべてを定め得るものではなく、弁護士の資格、職務等について一般的に定めることは、職業選択の自由(憲法二二条一項)の関係からして、許されないものと思われる。

(追質問) 弁護士について定め得る事項はないのか

抽象的には、弁護士に関する事項で裁判所に関するものが規則事項であるということになるが、具体的には、必要

[憲法資⑥]

な事情が生じたときに、最高裁判所が定めることになると思われる。現在、そのような規則はないと言っている。

4 憲法第七七条第三項の趣旨

(昭五八・三・四 第一部)

(問) 檢察官は、最高裁判所規則に従わなければならないと定める憲法七七条三項の趣旨

(答) 檢察官は、刑事訴訟はもとより、人事訴訟等においても、公益の代表者として裁判所の手続に関与するなど、裁判所と密接な関係にあるため、特に検察官について規則に従うべきことを注意的に明らかにしたものである。

第七七条〔外部資料〕

〔四二(一)三四〕

〔外部資料〕

1 規則制定権について

1 性格

規則制定権は、憲法七七条により最高裁判所に認められた自主立法権である。その趣旨は、三権分立主義を徹底して裁判所の自主性を確保すること及び裁判の手続的・技術的・細目的事項については専門的知識や経験がある裁判所に任せた方が良いとされたことにある。

最高裁判所規則は、右の自主立法権に基づいて最高裁判所が制定するものであり、形式的には、国会により議決・制定された「法律」とは異なるものであるが、一般国民も訴訟に関与する限度では、これに従う義務があり、その点では実質的な法律と同様の意味をもつていると理解している。

2 規則制定権の所在

憲法七七条は、下級裁判所がそれぞれの実情に適した規則を定めうるよう規則制定権を下級裁判所に委任することを認めている。しかし、現在までのところこのような実例はない。これは实际上、規則制定を下級裁に委任する必要が無かつたからと考えられる。下級裁判所が最高裁から委任された規則制定権に基づいて制定した規則も、委任という事柄の性質上、最高裁判所自身が制定したものと同一の効力を有し、実質的意義の法律として、訴訟に関する一般国民をも拘束する。

3 規則制定権の範囲

〔憲法資⑧〕

〔憲法資料〕

(1) 憲法七七条では、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について最高裁判所の規則制定権を認めていた。しかし、訴訟手続に関するものであつても、訴訟当事者の実体法上の権利義務に直接関係のある事項は、本来法律をもつて規定すべき事項であるから、規則制定権の範囲には属しないと考える。

訴訟手続に関する事項について規則制定権を認めたのは、これらの事項は、裁判所が自ら処理する事項であり、その実際に最もよく通じていて、最高裁判所の規則で定めることが合理的であるという考慮に基づくものであつて、これらの事項に関しては、規則制定権の固有の領域に属するものとして国会の立法権を排除する趣旨ではないと考へる。従つて、前述の法律で規定すべきものを除いて、訴訟手続に関する事項のうちいかなる範囲のものを法律で定め、また最高裁判所規則で定めるかということは、いづれがより実際に適するかという立法政策上の妥当性の問題であつて、法律事項と規則制定事項との間に一定の限界があるわけではない。しかし、法律で定められた事項については、規則でこれと抵触する定めをなし得ないことはいうまでもない。

(2) 「弁護士に関する事項」とは、文言からは弁護士に関する一般的な事項について規則で定め得るかのようにみえるが、前述した最高裁判所に規則制定権が委ねられた趣旨に照らせば、一般的に弁護士の職務、資格、身分について定めることはその範囲を越えるものであつて、これらは法律で定めるべきものと解される。もつとも、最高裁判所が制定する規則には、憲法七七条によるものと、これとは別に個々の法律の授権に基づいて制定されるものとがある。

現在、弁護士について制定されている最高裁判所規則としては、外国弁護士資格者承認等規則（昭和二十四年九月一日、最高裁判所規則第二十二号）、外国弁護士資格者選考委員会規則等を廃止する規則（昭和三十年九月十六日、最高裁判所規則第九号）、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する規則（昭和四十七年五月二日、最高裁判所規則第

一号) 等があり、これらは、いずれも弁護士の資格等に関する最高裁判所規則であるが、これらは憲法七七条の規則制定権によるものではなく、弁護士法七条(昭和三〇年八月法律第一五五号によつて削除)及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律六五条の各授權に基づくものである。

弁護士法施行(昭和二十四年九月一日)以降の弁護士関係規則は、次のとおりである。

外国弁護士資格者選考委員会規則等を廃止する規則(昭和三十年九月十六日、最高裁判所規則第九号)、
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する規則(昭和四十七年五月一日、最高裁判所規則第一号)。

(3) 檢察官は、公訴の提起、遂行その他職務上裁判所と密接な関係を有するものであり、検察官も裁判所において職務を行う場合には、当然に最高裁判所規則に拘束される。これは、訴訟手続を円滑に進めるために定められた規則

本来の性質に由来するものであり単なる注意(訓示的)意味のみならず、法的拘束力があるものと理解している。

(4) 前述のとおり、法律の個別的授權にもとづき最高裁判所規則で定めたものとしては、裁判所法四五条二項に基く簡裁判事選考規則、皇室典範二八条三項において「最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による」との定めに基く裁判官たる皇室會議議員及び予備議員選考規則がある。

(5) 裁判所職員臨時措置法により、国家公務員法の読み替え規定があり、これを受けた最高裁判所である裁判所職員に関する臨時措置規則により人事院規則が準用され、更にこれらを具体化するものとして、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則、裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等がある。

4 効力

(1) 最高裁判規則と国会の立法権との関係については、憲法七七条に列挙する事項は裁判所の専権に属し、国会による

立法を排除するという見解もあるが、国会を「國の唯一の立法機關」とし「國權の最高機關」とする憲法の趣旨からすれば、憲法は全体として法律の優位を定めているものと解され、両者が競合した場合には、法律が優先するものと解される。)

(2) 違憲性ある最高裁規則が制定され、これが訴訟事件の中で具体的に問題となつた場合においても、最終的に判断するのは最高裁判所である。

ただ、最高裁規則の制定は、司法行政に関する最高機関としての最高裁判所が行うものであるのに対し、違憲審査は、裁判機関としての終審裁判所としての最高裁判所が行うものであつて、觀念的には、別個の機関が行うものであり、その限りで理論的には自己矛盾は生じないと考える。しかし、事実としては、規則を制定した者が規則の合憲性を判断するという形になることは否めないところであるが、最高裁判所が規則を制定するについては、いやしくも憲法に抵触しないことを、慎重の上にも慎重に考慮するのが当然であり、実際問題として違憲の疑いを持たれるような規則を制定することは、私どもとしては考えにくい。極限的な問題として規則の合憲、違憲の判断を迫られることがあるとすれば、それは、憲法がやむを得ないものとして容認しているところであると考えられる。

(参考)

例えば、地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則の合憲性について、実際に問題になつたものとして、最高裁判所昭和五四年六月一三日判決があり、これは同規則の合憲性を認めていた。